

【参考】廃棄物最終処分場の管理方法について

・廃棄物最終処分場にあつては、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(全国都市清掃会議)」に基づいた管理が行われており、沈下量の測定頻度は、「初期段階においては1年に2回、沈下が収まってからは1年に1回」とされている。

・今回の検討は、中間貯蔵施設内の土壌貯蔵施設における沈下・変位量の測定頻度について、現在はすべからく1か月に1回としているところ、埋立完了から1年程度が経過した箇所のうち、計測データが安定している箇所については3か月に1回(1年に4回)とするものである。

・これは、上記の管理要項に記載されたいずれの頻度よりも手厚く管理を行うものである。

・なお、頻度を3か月に1回に見直した箇所についても、今後も継続的に計測を行う中でデータの安定が確認できない場合には、計測頻度を1か月に1回に戻すこととする。

参考

廃棄物最終処分場整備の
計画・設計・管理要領
2010改訂版
(抜粋)

全国都市清掃会議

廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(抜粋)

Ⅱ編 設計要領

11章 管理施設

11.3 環境監視(モニタリング)施設

2)埋立層モニタリング施設

(4)沈下量の計測地点

沈下量の計測地点としては各埋立区画に最低1箇所は必要であり、また、廃棄物の種類ごとに区画埋立を行っている場合は、そのブロックごとに測定点を設ける。測定点としては、埋立区画やブロックの中心が第一の候補地となる。

測定地点数については、「廃棄物最終処分場安定化監視マニュアル」では、「測定地点が多い場合は、格子状に配置するなどの工夫が望ましい。地点数のおおよその目安としては、内陸埋立では1,000~3,000㎡に1ヶ所、海面埋立では3,000~10,000㎡につき1ヶ所程度が妥当であろう。」としている。

(5)沈下量の測定頻度

埋め立てた直後は沈下が大きいが、一定時間経過後は緩やかに沈下が進むようになる。そのため、沈下量の計測頻度は最低年1回以上とし、初期には2回以上とすることが望ましい。

廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(抜粋)

Ⅲ編 管理要領

3章 施設管理

3.2 貯留構造物

3.2.1 共通事項

2)貯留構造物の点検

(3)点検頻度

点検の頻度は、損傷が発生する可能性の高さ、損傷した場合の周辺環境、他施設および埋立作業への影響等を考慮して決める。以下にその一例を示す。

①日常点検

ア. 貯留構造物の近くで作業している場合: 週1回以上

イ. 貯留構造物を建設後1年間: 年4回以上

ウ. 貯留構造物の近くを埋立後1年間: 年4回以上

エ. その他

②詳細点検、異常時点検

必要に応じて実施する。

廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(抜粋)

3. 2. 3 盛土堤の点検・補修方法

2) 盛土堤の点検、点検方法

盛土堤の日常点検にあたっては、表3. 2-6に示す事項について行うものとする。なお、詳細点検の項目は日常点検の結果等に基づいて、表3. 2-6の項目の中から定める。

表3.2-6 盛土堤の日常点検、詳細点検(厚生省水道環境部、1991から作成)

項目	点検の内容
日常点検	①堤体への廃棄物、土砂の堆積状況、②堤体への雑草の繁茂、植生状況 ③堤体からの漏水の有無、④堤体の亀裂の有無、⑤堤体土の膨潤の有無、⑥堤体の沈下状況 ⑦小段の浸食状況、⑧法面の浸食、洗掘状況、⑨法面のはらみ出し状況 ⑩法面の滑落、崩壊の有無、⑪基礎の沈下状況、⑫地盤・地山からの漏水の有無 ⑬地山の滑落、崩壊の有無、⑭その他
詳細点検	①漏水量測定、②沈下量測定(堤体)、③浸潤線測定(堤体)、④間隙水圧測定(堤体) ⑤廃棄物圧測定、⑥埋立地滞水位測定、⑦地下水位測定、⑧基礎地盤の支持力等の調査 ⑨堤体内部状況の調査、⑩その他

(2) 詳細点検の方法

詳細点検にあたっては、前もって点検項目や方法等を検討して、点検計画を立てることが大切である。この点検計画策定にあたっては、「土地改良事業計画設計基準」(農林水産省構造改善局)や「ダム管理調査要領」(ダム管理調査委員会)等の専門書を参考にするとともに、必要に応じて専門家の意見も聴取するとよい。

廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(抜粋)

Ⅲ編 管理要領

4章 埋立作業管理

4.2 出来形および沈下の管理

4.2.3 出来形および沈下の測定地点・方法・頻度

2)測定頻度

沈下量の測定を主とする場合には、年2回程度が標準であるが、沈下が収まった段階では年1回程度の頻度よい。